



組合規約の一部を改正

医療分・後期高齢者支援金分保険料の改定について

平成26年度の事業計画、予算などを審議する第154回通常組合会が去る平成26年2月27日(木)に開催され、医療分保険料及び後期高齢者支援金分保険料の改定に伴い、規約の一部改正が承認されました。平成26年4月分より医療分保険料及び後期高齢者支援金分保険料に改定がございませう。

平成26年度予算編成について：平成26年度は診療報酬改定があり、消費増税分も織り込んだ改定率は医科0・82%、歯科0・99%、調剤0・22%、本体として0・73%のプラス改定となりました。薬価・材料は10・63%で全体改定率は+0・1%となりました。他に別枠で0・15%相当の財源で、急性期向け病床からリハビリ向け病床への転換を円滑に実施することにより、平成26年度の本組合の予算編成での重点項目は、保険給付費の確保及び後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金等に対応すること及び保健事業の充

実を図ることであり、その財源確保のために、医療分月額保険料を組合員一律月額500円の値上げをする必要性が生じました。更に後期高齢者支援金分保険料を支援金納付額に見合う分として一律月額100円増と改定いたします。

医療分保険料について：医療分月額保険料は、組合員500円増とし、家族分は据え置きといたします。被保険者数の推計では、伸び率が24年度1・000174、25年度推定0・9957551の状況から、伸び率0・997000の算定数とした上で、組合員資格の確認調査に基づく減数から、0・992934の伸び率となりました。

後期高齢者支援金保険料について：後期高齢者支援金は、1人当たり負担額は対前年1,991円増の54,505円で、0歳から74歳までの全ての被保険者が原則として同額負担することになります。支援金納付額は24年度の精算分2,807万6,999円を差し引き、693万円の8億9,823万5,476円となりました。支援金の1人当たり月額保険料は均等割とすれば3,162円となります。本組合では組合員の種別・家族別に定めておりますが、今年度の月額保険料は一律100円増といたします。

介護保険料について：40歳以上64歳未満の被保険者の方に負担いただいております介護保険料につきまして、介護納付金は、第2号被保険者1人当たり納付額63,300円で3,712円増となりましたが、2年前の精算分を差し引き、対前年1,256万円増の4億892万円となります。本年度の保険料1人当たり月額額は、算定人数の関係で前年同額の3,500円に据え置きといたします。

組合員の皆様方におかれましては、医療分保険料及び後期高齢者支援金分保険料の改正についてご理解、ご承知おきをお願いいたします。

神奈川県歯科医師国民健康保険組合規約改正新旧対照表

現 行 条 文	改 正
(保険料の賦課額) 第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。 1 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下単に「後期高齢者支援金」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに第4号に規定する費用を除く。)に充てるため、組合員(高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者である組合員(以下「後期高齢者組合員」という。)を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者の保険料は、次の区分による額とする。 (1) 第1種組合員 1人につき <u>2万1,000円</u> (2) 第2種組合員 1人につき <u>1万6,000円</u> (3) 第3種組合員 1人につき <u>1万円</u> (4) その他の被保険者 1人につき 6,500円 2 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員(後期高齢者組合員を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額は次の区分とする。 (1) 第1種組合員 1人につき <u>5,400円</u> (2) 第2種組合員 1人につき <u>4,300円</u> (3) 第3種組合員 1人につき <u>3,000円</u> (4) その他の被保険者 1人につき <u>2,000円</u> 3 (略)	(保険料の賦課額) 第16条 組合員は、保険料として、次の区分による額の合算額を、毎月納付しなければならない。 1 国民健康保険事業に要する費用(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下単に「後期高齢者支援金」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに第4号に規定する費用を除く。)に充てるため、組合員(高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者である組合員(以下「後期高齢者組合員」という。)を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者の保険料は、次の区分による額とする。 (1) 第1種組合員 1人につき <u>2万1,500円</u> (2) 第2種組合員 1人につき <u>1万6,500円</u> (3) 第3種組合員 1人につき <u>1万500円</u> (4) その他の被保険者 1人につき 6,500円 2 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるため、組合員(後期高齢者組合員を除く。)及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金賦課額は次の区分とする。 (1) 第1種組合員 1人につき <u>5,500円</u> (2) 第2種組合員 1人につき <u>4,400円</u> (3) 第3種組合員 1人につき <u>3,100円</u> (4) その他の被保険者 1人につき <u>2,100円</u> 3 (略)

附 則

(施行期日)

- この規約は平成26年4月1日から施行する。
- この規約による改正後の第16条の規定は、平成26年度以降の保険料に適用し、平成25年度以前の保険料は、なお従前の例による。